

資料 2

平成24年度介護サービス事業者集団説明会資料

(居宅サービス編)

平成25年3月12日(火)・13日(水) 宇都宮市文化会館 大ホール

栃木県保健福祉部

宇都宮市保健福祉部

— 目 次 —

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の制定について……………<3>
- 2 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防
サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を
定める条例の制定について……………<8>
- 3 第二期地方分権改革に伴い宇都宮市条例で定める介護保険法に係る
施設の設備、運営等に関する国の基準との相違について……………<13>
- 4 平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項（居宅サービス）……………<14>
- 5 介護職員処遇改善加算について……………<21>
- 6 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度等について……………<23>
- 7 施設等の区分（通所介護）……………<34>
- 8 施設等の区分（通所リハビリテーション）……………<36>

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の制定について

保健福祉部高齢対策課

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、従来、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

ア 本県の実情を踏まえた独自基準

(ア) 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業（訪問介護等に係るものを除く。）に係る非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、利用者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならないこととする。

(イ) 指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの提供に係る記録の整備に関する基準として、介護報酬の算定に係る記録を5年間保存しなければならないこととする。

イ その他の基準

アのほか、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業に係る従業者の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

(2) 指定居宅サービス事業者の資格に関する基準

施行規則と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

(1) 平成25年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を規定する。

基準省令	基準条例	見出し	備考
●1章	●1章	総則	
1条	1条	趣旨	
2条	2条	定義	
3条	3条	指定居宅サービスの事業の一般原則	
	4条	法70条2項1号の条例で定める者	
●2章	●2章	訪問介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
	6条	訪問介護員等の員数	
	7条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
	9条	内容及び手続の説明及び同意	
	10条	サービス提供拒否の禁止	
	11条	サービス提供困難時の対応	
	12条	受給資格等の確認	
	13条	要介護認定の申請に係る援助	
	14条	心身の状況等の把握	
	15条	居宅介護支援事業者等との連携	
	16条	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
	17条	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
	18条	居宅サービス計画の変更の援助	
	19条	身分を証する書類の携行	
	20条	サービスの提供の記録	
	21条	利用料等の受領	
	22条	保険給付の請求のための証明書の交付	
	23条	指定訪問介護の基本取扱方針	
	24条	指定訪問介護の具体的取扱方針	
	25条	訪問介護計画の作成	
	26条	同居家族に対するサービス提供の禁止	
	27条	利用者に関する市町村への通知	
	28条	緊急時等の対応	
	29条	管理者及びサービス提供責任者の責務	
	30条	運営規程	
	31条	介護等の総合的な提供	
	32条	勤務体制の確保等	
	33条	衛生管理等	
	34条	掲示	
	35条	秘密保持等	
	36条	広告	
	37条	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
	38条	苦情処理	
	39条	地域との連携	
	40条	事故発生時の対応	
	41条	会計の区分	
	42条	記録の整備	
○5節	○5節	基準該当居宅サービスに関する基準	
	43条	訪問介護員等の員数	
	44条	管理者	
	45条	設備及び備品等	
	46条	同居家族に対するサービス提供の制限	
	47条	準用	
●3章	●3章	訪問入浴介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
	49条	従業者の員数	
	50条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
	52条	利用料等の受領	
	53条	指定訪問入浴介護の基本取扱方針	
	54条	指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	
	55条	緊急時等の対応	
	56条	管理者の責務	
	57条	運営規程	
	58条	記録の整備	
	59条	準用	
○5節	○5節	基準該当居宅サービスに関する基準	
	60条	従業者の員数	
	61条	管理者	
	62条	設備及び備品等	
	63条	準用	
●4章	●4章	訪問看護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
	65条	看護師等の員数	
	66条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
	68条	サービス提供困難時の対応	
	69条	居宅介護支援事業者等との連携	
			削除
	70条	利用料等の受領	
	71条	指定訪問看護の基本取扱方針	
	72条	指定訪問看護の具体的取扱方針	
	73条	主治の医師との関係	
	74条	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	
	75条	同居家族に対するサービス提供の禁止	
	76条	緊急時等の対応	
	77条	運営規程	
	78条	記録の整備	

基準省令		基準条例		見出し	備考
	74条		79条	準用	
●5章		●5章		訪問リハビリテーション	
○1節	75条	○1節	80条	基本方針	
○2節	76条	○2節	81条	人員に関する基準	
○3節	77条	○3節	82条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	78条		83条	利用料等の受領	
	79条		84条	指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	
	80条		85条	指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	
	81条		86条	訪問リハビリテーション計画の作成	
	82条		87条	運営規程	
	82条の2		88条	記録の整備	
	83条		89条	準用	
●6章		●6章		居宅療養管理指導	
○1節	84条	○1節	90条	基本方針	
○2節	85条	○2節	91条	人員に関する基準	
○3節	86条	○3節	92条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	87条		93条	利用料等の受領	
	88条		94条	指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	
	89条		95条	指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針	
	90条		96条	運営規程	
	90条の2		97条	記録の整備	
	91条		98条	準用	
●7章		●7章		通所介護	
○1節	92条	○1節	99条	基本方針	
○2節		○2節		人員に関する基準	
	93条		100条	従業者の員数	
	94条		101条	管理者	
○3節	95条	○3節	102条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	96条		103条	利用料等の受領	
	97条		104条	指定通所介護の基本取扱方針	
	98条		105条	指定通所介護の具体的取扱方針	
	99条		106条	通所介護計画の作成	
	100条		107条	運営規程	
	101条		108条	勤務体制の確保等	
	102条		109条	定員の遵守	
	103条		110条	非常災害対策	
	104条		111条	衛生管理等	
	104条の2		112条	記録の整備	
	105条		113条	準用	
○5節		○5節		指定療養通所介護	
・1款		・1款	114条	この節の趣旨及び基本方針	
	105条の2		114条	この節の趣旨	
	105条の3		115条	基本方針	
・2款		・2款		人員に関する基準	
	105条の4		116条	従業者の員数	
	105条の5		117条	管理者	
・3款		・3款		設備に関する基準	
	105条の6		118条	利用定員	
	105条の7		119条	設備及び備品等	
・4款		・4款		運営に関する基準	
	105条の8		120条	内容及び手続の説明及び同意	
	105条の9		121条	心身の状況等の把握	
	105条の10		122条	居宅介護支援事業者等との連携	
	105条の11		123条	指定療養通所介護の具体的取扱方針	
	105条の12		124条	療養通所介護の作成	
	105条の13		125条	緊急時等の対応	
	105条の14		126条	管理者の責務	
	105条の15		127条	運営規程	
	105条の16		128条	緊急時対応医療機関	
	105条の17		129条	安全・サービス提供管理委員会の設置	
	105条の18		130条	記録の整備	
	105条の19		131条	準用	
○6節		○6節		基準該当居宅サービスに関する基準	
	106条		132条	従業者の員数	
	107条		133条	管理者	
	108条		134条	設備及び備品等	
	109条		135条	準用	
●8章		●8章		通所リハビリテーション	
○1節	110条	○1節	136条	基本方針	
○2節	111条	○2節	137条	人員に関する基準	
○3節	112条	○3節	138条	設備に関する基準	
○4節		○4節		運営に関する基準	
	113条		139条	指定通所リハビリテーションの基本取扱方針	
	114条		140条	指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	
	115条		141条	通所リハビリテーション計画の作成	
	116条		142条	管理者等の責務	
	117条		143条	運営規程	
	118条		144条	衛生管理等	
	119条		145条	記録の整備	
	120条		146条	準用	
●9章		●9章		短期入所生活介護	
○1節	120条	○1節	147条	基本方針	
○2節		○2節		人員に関する基準	
	121条		148条	従業者の員数	
	122条		149条	管理者	
○3節		○3節		設備に関する基準	
	123条		150条	利用定員	
	124条		151条	設備及び備品等	

基準省令	基準条例	見出し	備考
○4節	○4節	運営に関する基準	
125条	152条	内容及び手続の説明及び同意	
126条	153条	指定短期入所生活介護の開始及び終了	
127条	154条	利用料等の受領	
128条	155条	指定短期入所生活介護の取扱方針	
129条	156条	短期入所生活介護計画の作成	
130条	157条	介護	
131条	158条	食事	
132条	159条	機能訓練	
133条	160条	健康管理	
134条	161条	相談及び援助	
135条	162条	その他のサービスの提供	
136条	163条	緊急時等の対応	
137条	164条	運営規程	
138条	165条	定員の遵守	
139条	166条	地域等との連携	
139条の2	167条	記録の整備	
140条	168条	準用	
○5節	○5節	ユニット型指定短期入所生活介護	
・1款	・1款	この節の趣旨及び基本方針	
140条の2	169条	この節の趣旨	
140条の3	170条	基本方針	
・2款	・2款	設備に関する基準	
140条の4	171条	設備及び備品等	
140条の5	172条	準用	
・3款	・3款	運営に関する基準	
140条の6	173条	利用料等の受領	
140条の7	174条	指定短期入所生活介護の取扱方針	
140条の8	175条	介護	
140条の9	176条	食事	
140条の10	177条	その他のサービスの提供	
140条の11	178条	運営規程	
140条の11の2	179条	勤務体制の確保等	
140条の12	180条	定員の遵守	
140条の13	181条	準用	
○6節	○6節	基準該当居宅サービスに関する基準	削除
○7節	○7節	指定通所介護事業所等との併設	
140条の26	182条	指定通所介護事業所等との併設	
140条の27	183条	従業者の員数	
140条の28	184条	管理者	
140条の29	185条	利用定員等	
140条の30	186条	設備及び備品等	
140条の31	187条	指定通所介護事業所等との連携	
140条の32	188条	準用	
●10章	●10章	短期入所療養介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
144条	192条	対象者	
145条	193条	利用料等の受領	
146条	194条	指定短期入所療養介護の取扱方針	
147条	195条	短期入所療養介護計画の作成	
148条	196条	診療の方針	
149条	197条	機能訓練	
150条	198条	看護及び医学的管理の下における介護	
151条	199条	食事の提供	
152条	200条	その他のサービスの提供	
153条	201条	運営規程	
154条	202条	定員の遵守	
154条の2	203条	記録の整備	
155条	204条	準用	
○5節	○5節	ユニット型指定短期入所療養介護	
・1款	・1款	この節の趣旨及び基本方針	
155条の2	205条	この節の趣旨	
155条の3	206条	基本方針	
・2款	・2款	設備に関する基準	
155条の4	207条	設備に関する基準	
・3款	・3款	運営に関する基準	
155条の5	208条	運営に関する基準	
155条の6	209条	利用料等の受領	
155条の7	210条	指定短期入所療養介護の取扱方針	
155条の8	211条	看護及び医学的管理の下における介護	
155条の9	212条	食事	
155条の10	213条	その他のサービスの提供	
155条の10の2	214条	運営規程	
155条の11	215条	勤務体制の確保等	
155条の12	216条	定員の遵守	
●11章	●11章	特定施設入居者生活介護	削除
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
174条	217条	基本方針	
175条	218条	従業者の員数	
176条	219条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
177条	220条	設備に関する基準	
178条	221条	運営に関する基準	
179条	222条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	
180条	223条	指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等	
181条	224条	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	
182条	225条	サービスの提供の記録	
183条	226条	利用料等の受領	
		指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	

基準省令	基準条例	見出し	備考
184条	227条	特定施設サービス計画の作成	
185条	228条	介護	
186条	229条	健康管理	
187条	230条	相談及び援助	
188条	231条	利用者の家族との連携等	
189条	232条	運営規程	
190条	233条	勤務体制の確保等	
191条	234条	協力医療機関等	
191条の2	235条	地域との連携等	
191条の3	236条	記録の整備	
192条	237条	準用	
○5節 ・1款	○5節 ・1款	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 この節の趣旨及び基本方針	
192条の2	238条	この節の趣旨	
192条の3	239条	基本方針	
・2款	・2款	人員に関する基準	
192条の4	240条	従業者の員数	
192条の5	241条	管理者	
・3款	・3款	設備に関する基準	
・4款	・4款	運営に関する基準	
192条の7	243条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	
192条の8	244条	受託居宅サービスの提供	
192条の9	245条	運営規程	
192条の10	246条	受託居宅サービス事業者への委託	
192条の11	247条	記録の整備	
192条の12	248条	準用	
●13章	●12章	福祉用具貸与	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
194条	250条	福祉用具専門相談員の員数	
195条	251条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
197条	253条	利用料等の受領	
198条	254条	指定福祉用具貸与の基本取扱方針	
199条	255条	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	
199条の2	256条	福祉用具貸与計画の作成	
200条	257条	運営規程	
201条	258条	適切な研修の機会の確保	
202条	259条	福祉用具の取扱種目	
203条	260条	衛生管理等	
204条	261条	掲示及び目録の備付け	
204条の2	262条	記録の整備	
205条	263条	準用	
○5節	○5節	基準該当居宅サービスに関する基準	
205条の2	264条	福祉用具専門相談員の員数	
206条	265条	準用	
●14章	●13章	福祉用具販売	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
208条	267条	福祉用具専門相談員の員数	
209条	268条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
211条	270条	サービスの提供の記録	
212条	271条	販売費用の額等の受領	
213条	272条	保険給付の申請に必要な文書等の交付	
214条	273条	指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針	
214条の2	274条	特定福祉用具販売計画の作成	
215条	275条	記録の整備	
216条	276条	準用	
	●14章	雑則	
	277条	規則への委任	
●附則	●附則	施行日	
1条	1条	(平成11年度以前の短期入所生活介護事業所の設備の特例)	
3条	2条	(短期入所療養介護事業所の設備の特例)	
6条	3条	(〃)	
7条	4条	(〃)	
8条	5条	(〃)	
9条	6条	(〃)	
10条	7条	(〃)	
11条	8条	(〃)	
12条	9条	(〃)	
○改正附則	10条	(平成17年度の特設施設の居室定員の特例)	H18厚労33
5条	11条	(平成17年度の養護老人ホームの居室定員の特例)	
○改正附則	12条	(一部ユニット型の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所の特例)	H23厚労106

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

保健福祉部高齢対策課

1 制定の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、従来、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）で定められていたが、地方分権改革により、都道府県の条例で定めることとされたため、次のとおり定めることとする。

(1) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

ア 本県の実情を踏まえた独自基準

(ア) 指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの事業（介護予防訪問看護等に係るものを除く。）に係る非常災害対策に関する基準として、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、利用者の安全確保のための対策を具体的に講じなければならないこととする。

(イ) 指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの提供に係る記録の整備に関する基準として、介護報酬の算定に係る記録を5年間保存しなければならないこととする。

イ その他の基準

アのほか、指定介護予防サービス又は基準該当介護予防サービスの事業に係る従業者の配置、運営上必要な設備、サービスの提供等に関する基準については、基準省令と同様の内容を定めることとする。

(2) 指定介護予防サービス事業者の資格に関する基準
施行規則と同様の内容を定めることとする。

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

基準省令	基準条例	見出し	備考
●1章	●1章	総則	
1条	1条	趣旨	
2条	2条	定義	
3条	3条	指定介護予防サービスの事業の一般原則	
	4条	法115条の2第2項1号の条例で定める者	
●2章	●2章	介護予防訪問介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
	6条	訪問介護員等の員数	
	7条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
	9条	内容及び手続の説明及び同意	
	10条	サービス提供拒否の禁止	
	11条	サービス提供困難時の対応	
	12条	受給資格等の確認	
	13条	要支援認定の申請に係る援助	
	14条	心身の状況等の把握	
	15条	介護予防支援事業者等との連携	
	16条	介護予防サービス費の支給を受けるための援助	
	17条	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	
	18条	介護予防サービス計画の変更の援助	
	19条	身分を証する書類の携行	
	20条	サービスの提供の記録	
	21条	利用料等の受領	
	22条	保険給付の請求のための証明書の交付	
	23条	同居家族に対するサービス提供の禁止	
	24条	利用者に関する市町村への通知	
	25条	緊急時等の対応	
	26条	管理者及びサービス提供責任者の責務	
	27条	運営規程	
	28条	介護等の総合的な提供	
	29条	勤務体制の確保等	
	30条	衛生管理等	
	31条	掲示	
	32条	秘密保持等	
	33条	広告	
	34条	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	
	35条	苦情処理	
	36条	地域との連携	
	37条	事故発生時の対応	
	38条	会計の区分	
	39条	記録の整備	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
	40条	指定介護予防訪問介護の基本取扱方針	
	41条	指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針	
	42条	指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点	
○6節	○6節	基準該当介護予防サービスに関する基準	
	43条	訪問介護員等の員数	
	44条	管理者	
	45条	設備及び備品等	
	46条	同居家族に対するサービス提供の制限	
	47条	準用	
●3章	●3章	介護予防訪問入浴介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
	49条	従業者の員数	
	50条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
	52条	利用料等の受領	
	53条	緊急時等の対応	
	54条	管理者の責務	
	55条	運営規程	
	56条	記録の整備	
	57条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
	58条	指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針	
	59条	指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針	
○6節	○6節	基準該当居宅サービスに関する基準	
	60条	従業者の員数	
	61条	管理者	
	62条	設備及び備品等	
	63条	準用	
●4章	●4章	介護予防訪問看護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
	65条	看護師等の員数	
	66条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
	68条	サービス提供困難時の対応	
	69条	介護予防支援事業者等との連携	
			削除
	70条	利用料等の受領	
	71条	同居家族に対するサービス提供の禁止	
	72条	緊急時等の対応	
	73条	運営規程	
	74条	記録の整備	
	75条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	

基準省令	基準条例	見出し	備考
75条	76条	指定介護予防訪問看護の基本取扱方針	
76条	77条	指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針	
77条	78条	主治の医師との関係	
●5章	●5章	介護予防訪問リハビリテーション	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
81条	82条	利用料等の受領	
82条	83条	運営規程	
83条	84条	記録の整備	
84条	85条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
85条	86条	指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針	
86条	87条	指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	
●6章	●6章	介護予防居宅療養管理指導	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
90条	91条	利用料等の受領	
91条	92条	運営規程	
92条	93条	記録の整備	
93条	94条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
94条	95条	指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針	
95条	96条	指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針	
●7章	●7章	介護予防通所介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
97条	98条	従業者の員数	
98条	99条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
100条	101条	利用料等の受領	
101条	102条	運営規程	
102条	103条	勤務体制の確保等	
103条	104条	定員の遵守	
104条	105条	非常災害対策	
105条	106条	衛生管理等	
106条	107条	記録の整備	
107条	108条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
108条	109条	指定介護予防通所介護の基本取扱方針	
109条	110条	指定介護予防通所介護の具体的取扱方針	
110条	111条	指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点	
111条	112条	安全衛生管理体制等の確保	
○6節	○6節	基準該当居宅サービスに関する基準	
112条	113条	従業者の員数	
113条	114条	管理者	
114条	115条	設備及び備品等	
115条	116条	準用	
●8章	●8章	介護予防通所リハビリテーション	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
119条	120条	管理者等の責務	
120条	121条	運営規程	
121条	122条	衛生管理等	
122条	123条	記録の整備	
123条	124条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
124条	125条	指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針	
125条	126条	指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	
126条	127条	指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点	
127条	128条	安全衛生管理体制等の確保	
●9章	●9章	介護予防短期入所生活介護	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
129条	130条	従業者の員数	
130条	131条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
131条	132条	利用定員等	
132条	133条	設備及び備品等	
○4節	○4節	運営に関する基準	
133条	134条	内容及び手続の説明及び同意	
134条	135条	指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了	
135条	136条	利用料等の受領	
136条	137条	身体的拘束等の禁止	
137条	138条	緊急時等の対応	
138条	139条	運営規程	
139条	140条	定員の遵守	
140条	141条	地域等との連携	
141条	142条	記録の整備	
142条	143条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
143条	144条	指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針	
144条	145条	指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針	
145条	146条	介護	
146条	147条	食事	

基準省令	基準条例	見出し	備考
147条	148条	機能訓練	
148条	149条	健康管理	
149条	150条	相談及び援助	
150条	151条	その他のサービスの提供	
○6節	○6節	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護	
・1款	・1款	この節の趣旨	
151条	152条	基本方針	
152条	153条	設備に関する基準	
・2款	・2款	設備及び備品等	
153条	154条	準用	
154条	155条	運営に関する基準	
・3款	・3款	利用料等の受領	
155条	156条	運営規程	
156条	157条	勤務体制の確保等	
157条	158条	定員の遵守	
158条	159条	準用	
159条	160条	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
・4款	・4款	ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項	
160条	161条	介護	
161条	162条	食事	
162条	163条	その他のサービスの提供	
163条	164条	準用	
164条	165条		
○7節			削除
○8節	○7節	基準該当介護予防サービスに関する基準	
179条	166条	指定介護予防通所介護事業所等との併設	
180条	167条	従業者の員数	
181条	168条	管理者	
182条	169条	利用定員等	
183条	170条	設備及び備品等	
184条	171条	指定介護予防通所介護事業所等との連携	
185条	172条	準用	
●10章	●10章	介護予短期入所療養介護	
○1節	○1節	基本方針	
186条	173条	人員に関する基準	
○2節	○2節	設備に関する基準	
187条	174条	運営に関する基準	
○3節	○3節	対象者	
188条	175条	利用料等の受領	
○4節	○4節	身体的拘束等の禁止	
189条	176条	運営規程	
190条	177条	定員の遵守	
191条	178条	記録の整備	
192条	179条	準用	
193条	180条	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
194条	181条	指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針	
195条	182条	指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針	
○5節	○5節	診療の方針	
196条	183条	機能訓練	
197条	184条	看護及び医学的管理の下における介護	
198条	185条	食事の提供	
199条	186条	その他のサービスの提供	
200条	187条	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護	
201条	188条	この節の趣旨及び基本方針	
202条	189条	この節の趣旨	
○6節	○6節	基本方針	
・1款	・1款	設備に関する基準	
203条	190条	運営に関する基準	
204条	191条	利用料等の受領	
・2款	・2款	運営規程	
205条	192条	勤務体制の確保等	
・3款	・3款	定員の遵守	
206条	193条	準用	
207条	194条	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
208条	195条	ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項	
209条	196条	看護及び医学的管理の下における介護	
210条	197条	食事	
・4款	・4款	その他のサービスの提供	
211条	198条	準用	
212条	199条		
213条	200条		
214条	201条		
215条	202条		
○7節			削除
●11章	●11章	介護予防特定施設入居者生活介護	
○1節	○1節	基本方針	
230条	203条	人員に関する基準	
○2節	○2節	従業者の員数	
231条	204条	管理者	
232条	205条	設備に関する基準	
○3節	○3節	運営に関する基準	
233条	206条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	
○4節	○4節	指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始	
234条	207条	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	
235条	208条	サービスの提供の記録	
236条	209条	利用料等の受領	
237条	210条	身体的拘束等の禁止	
238条	211条	運営規程	
239条	212条	勤務体制の確保等	
240条	213条	協力医療機関等	
241条	214条	地域との連携等	
242条	215条	記録の整備	
243条	216条	準用	
244条	217条	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
245条	218条	指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針	
○5節	○5節	指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針	
246条	219条		
247条	220条		

基準省令	基準条例	見出し	備考
248条	221条	介護	
249条	222条	健康管理	
250条	223条	相談及び援助	
251条	224条	利用者の家族との連携等	
252条	225条	準用	
○6節	○6節	外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護	
・1款	・1款	この節の趣旨及び基本方針	
253条	226条	趣旨	
254条	227条	基本方針	
・2款	・2款	人員に関する基準	
255条	228条	従業者の員数	
256条	229条	管理者	
・3款	・3款	設備に関する基準	
・4款	・4款	運営に関する基準	
258条	231条	内容及び手続の説明及び契約の締結等	
259条	232条	運営規程	
260条	233条	受託介護予防サービス事業者への委託	
261条	234条	記録の整備	
262条	235条	準用	
・5款	・5款	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
263条	236条	受託介護予防サービスの提供	
264条	237条	準用	
●12章	●12章	介護予防福祉用具貸与	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
266条	239条	福祉用具専門相談員の員数	
267条	240条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
269条	242条	利用料等の受領	
270条	243条	運営規程	
271条	244条	適切な研修の機会の確保	
272条	245条	福祉用具の取扱種目	
273条	246条	衛生管理等	
274条	247条	掲示及び目録の備付け	
275条	248条	記録の整備	
276条	249条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
277条	250条	指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針	
278条	251条	指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針	
278条の2	252条	介護予防福祉用具計画の作成	
○6節	○6節	基準該当居宅サービスに関する基準	
279条	253条	福祉用具専門相談員の員数	
280条	254条	準用	
●13章	●13章	介護予防福祉用具販売	
○1節	○1節	基本方針	
○2節	○2節	人員に関する基準	
282条	256条	福祉用具専門相談員の員数	
283条	257条	管理者	
○3節	○3節	設備に関する基準	
○4節	○4節	運営に関する基準	
285条	259条	サービスの提供の記録	
286条	260条	販売費用の額等の受領	
287条	261条	保険給付の申請に必要な文書等の交付	
288条	262条	記録の整備	
289条	263条	準用	
○5節	○5節	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
290条	264条	指定介護予防特定福祉用具販売の基本取扱方針	
291条	265条	指定介護予防特定福祉用具販売の具体的取扱方針	
292条	266条	特定福祉用具販売計画の作成	
	●14章	雑則	
	267条	規則への委任	
●附則	●附則	施行日	
1条	1条	(平成11年度以前の短期入所生活介護事業所の設備の特例)	
2条	2条	(介護予防短期入所療養介護事業所の設備の特例)	
6条	3条	(介護予防短期入所療養介護事業所の設備の特例)	
7条	4条	(〃)	
8条	5条	(〃)	
9条	6条	(〃)	
10条	7条	(〃)	
11条	8条	(〃)	
12条	9条	(〃)	
13条	10条	(〃)	
15条	11条	(平成17年度以前の介護予防特定施設の居室定員の特例)	
18条	12条	(平成17年度以前の養護老人ホームの居室定員の特例)	
○改正附則	13条	(一部ユニット型の介護予防短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所の特例)	H23厚労106

**第二期地方分権改革に伴い宇都宮市条例で定める
 介護保険法に係る施設の設備、運営等に関する国の基準との相違について**

1. 宇都宮市独自の基準があるもの

【介護老人福祉施設】

国基準名：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

市条例名：宇都宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

所管	条数	項目	内容
国	第3条 第1項イ	居室定員	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
宇都宮市	第4条 第1項ア	居室定員	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人（当該必要と認められる場合であって、入所者のプライバシーを確保するための措置が講じられているときは、2人以上4人以下）とすることができる。 ※既存施設については、附則で旧基準適用の規定有り。

2. 宇都宮市独自の基準がないもの

(1) 居宅サービス

国基準名：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

市基準名：宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(2) 介護予防サービス

国基準名：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

市基準名：宇都宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(3) 介護老人保健施設

国基準名：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

市基準名：宇都宮市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(4) 介護療養型医療施設

国基準名：指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

市基準名：宇都宮市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 指定に係る事業者資格について

厚生省令に従い、指定に係る事業者の資格として、居宅サービス及び介護予防サービスについては、「法人であること。ただし、みなしによる例外あり。」の規定を追加。

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
1	各サービス共通	高齢者虐待について	<p>養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じていない。</p> <p>「栃木県高齢者虐待対応マニュアル」を参照し、下記の点についての取組みを実施すること。 ・施設における虐待防止に対する基本方針を策定すること。 ・職員に対し、虐待に関する研修会を実施、又は受講させること。 ・管理者、介護職員等による早期発見のための対策チーム又は委員会等を設置すること。 ・定期的に「虐待早期発見シート」等を用いた内部点検を実施し、虐待の未然防止に努めること。</p>	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条</p> <p>栃木県高齢者虐待対応マニュアル</p>
2	各サービス共通	秘密の保持等について	<p>事業所の従業者及び従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように秘密の保持に関する必要な措置を講じていない。</p> <p>従業者が、在職中はもとより従業者でなくなった後にもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、違反した場合の違約金について定める等、秘密の保持等に関する必要な措置を講ずること。</p>	<p>訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入所者生活介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売：基準省令第33条第1項・第2項</p>
3	各サービス共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について	<p>居宅サービス計画の交付を受けていない。交付を受けていても有効期間が切れている。</p> <p>居宅サービス計画に沿ったサービスを提供する必要があることから、必ず有効期間内の居宅サービス計画を備えておくこと。</p>	<p>基準省令第16条</p>
4	各サービス共通	訪問(通所)介護計画の利用者の同意について	<p>訪問(通所)介護計画の利用者の同意日が、サービス提供開始後となっている。</p> <p>サービス提供開始前には訪問(通所)介護計画について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ること。</p>	<p>訪問介護：基準省令第24条第3項、訪問看護：同第70条第3項、訪問リハビリ：同第81条第3項、通所介護：同第99条第3項、通所リハビリ：同第115条第3項、短期入所生活介護：同第129条第3項、短期入所療養介護：同第147条第3項</p>
5	各サービス共通	職員の勤務体制の確保について①	<p>月ごとの勤務表が作成されていない。</p> <p>利用者に対する適切な指定介護サービスを提供できるよう、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の勤務体制等を明確にしておくこと。</p>	<p>訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導：基準省令第30条第1項 通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護：基準省令第101条第1項 特定施設：基準省令第190条第1項</p>

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
6	各サービス共通	職員の勤務体制の確保について②	<p>(ア) 併設事業所等の職務に従事する場合、サービス区分ごとの勤務実績を記録等により確認できない。</p> <p>(イ) 看護職員と機能訓練指導員を兼務する等、職員の兼務状況が勤務予定表及び実績表等で明確に区分されていない。</p> <p>(ア) サービス区分ごとの勤務時間を、曜日や時間帯等により明確に分け、それぞれのサービス毎に必要な員数を満たしているかどうか管理を行うこと。</p> <p>(イ) 職種ごとの勤務時間を明確にすること。</p>	同上
7	各サービス共通	職員の勤務体制の確保について③	<p>各事業所ごとに、当該事業所の従業員によって指定サービスを提供しなければならないとされているが、雇用関係を確認するものがない。</p> <p>従業者と雇用契約等を締結し、当該事業所の管理者の指揮命令の下、サービスの提供を行うこと。</p>	同上
8	各サービス共通	計画的な研修の実施について	<p>研修や会議等の年間計画を立てていない。研修への参加記録、報告等の記録がない。</p> <p>定期的に研修や会議等を実施できるよう、年間計画を立てるなどして、従業員等の資質の向上を図り、スキルアップができるよう、計画的な研修の機会を確保し、研修体制を整えること。研修の記録は必ず残すこと。</p>	訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導：基準省令第30条第3項 通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護：基準省令第101条第3項
9	各サービス共通	変更の届出等について	<p>規定されている変更に係る届出事項について、変更届出の提出がされていない。法人の定款、住所（構造や専用区画等）等、役員（氏名、住所）などが多い。</p> <p>事業所の所在地に変更がなくても、建物の構造や専用区画等を変更する場合や、法人の定款、役員の氏名は変更届出が必要。変更が生じてから10日以内に変更届出を提出すること。</p>	介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第1項
10	訪問介護	訪問介護サービスの提供及び訪問介護計画の作成について	<p>利用者の都合等によりサービス提供内容を変更している。</p> <p>訪問介護計画にないサービスの提供はできない。利用者にとって必要なサービスとは何か、利用者の状況を的確に把握・分析し、訪問介護の提供により解決すべ問題状況を明らかにし(アセスメント)、それに基づき、援助の方向性や目標を明確にした訪問介護計画を作成すること。</p>	基準省令第22条第1項、第24条第1項
11	訪問介護	サービス提供責任者の配置について	<p>サービス提供責任者について、月間のサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上または訪問介護員等の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上に該当する員数の配置（平成23年度までの指定基準）となっている。</p> <p>H24.3.31に指定を受けていた事業所に限り、H25.3.31までの間は上記の基準で配置することも可能であるが、H25.4.1からは経過措置が適用されないため、適切に人員の配置を行うこと。</p>	基準省令第5条第2項 基準省令附則（平24省令30号附則）第2条

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
12	訪問介護	サービス提供責任者の要件について	<p>配置しているサービス提供責任者が、「3年以上介護等の業務に従事した者であって、2級課程を修了した者」である。</p> <p>H24.3.31現在サービス提供責任者として従事している者は、H25.3.31までに介護福祉士等の資格取得が確実に見込まれる旨を都道府県知事等に届け出た場合は、H25.3.31までの間に限り減算の適用を受けないが、それ以降は減算の適用を受けるので適切に配置を行うこと。 なお、H24.4.1以降に新規指定を受ける事業所及び新たに2級課程終了者をサービス提供責任者とする事業所については、経過措置が適用されず、減算の適用になる。</p>	報酬告示別表1の注6 報酬告示留意事項通知第2の2(10)
13	訪問介護	サービス提供責任者の責務について	<p>サービス提供責任者の責務である訪問介護計画の作成や指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等の業務の実施状況の把握等の業務の一部をサービス提供責任者の届出のない管理者が主となって行っていた。</p> <p>訪問介護計画の作成や指定訪問介護の利用の申込みに係る調整等サービス提供責任者の責務とされていることについてはサービス提供責任者が行うこと。</p>	基準省令第24条第1項 基準省令第28条第3項
14	訪問介護	特定事業所加算について	<p>訪問介護員等の目標は定めてあるが、それに対する具体的な個別研修計画が立てられておらず、また実施もされていない。</p> <p>個人の目標に沿った研修の計画及び実施をし、また実施した際の記録(日時・内容等)を残すこと。</p>	報酬告示別表1の注10 報酬告示留意事項通知第2の2の(17)
15	通所介護	指定通所介護の具体的取扱方針について	<p>事業所独自のアセスメント(解決すべき課題の把握)が行われておらず、利用者ごとの心身の状態と利用者ごとの課題の把握が適切に行われていない。</p> <p>適切なアセスメントにより、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者ごとに適切な計画を作成し、計画に基づいたサービスを提供すること。</p>	基準第98条第4号
16	通所介護	通所介護計画の作成について	<p>通所介護計画の内容が利用者のアセスメントを得て作成されたものではないため、通所計画上で設定されている目標が利用者の課題・ニーズに対する目標ではない。</p> <p>実際のサービスの内容が通所介護計画に記載されていないケースも多く、長期目標や短期目標の期間、事業者名、計画作成の担当者が記載されていない。</p> <p>目標の期間、事業者名及び計画作成の担当者などの必要な事項が記載できるように通所計画書の様式を見直すこと。そして、通所介護計画の作成の際には、必ず利用者アセスメントを実施した上で、適切な通所介護が提供されるよう、利用者本位の具体的な目標やサービス内容が記載されている通所介護計画を作成すること。</p>	基準省令第99条第1項
17	介護予防通所介護	介護予防通所介護計画について	<p>支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしていない。</p> <p>介護予防通所介護計画には、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明記すること。</p>	基準省令解釈通知第4の3の6(2)①

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
18	通所介護	サービス提供の記録について	提供日やバイタルサイン, 食事摂取量, 入浴の有無等だけで, 利用者の心身の状況等の記載がない。 指定通所介護の提供日, 提供した具体的なサービスの内容, 利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。	解釈通知第3の6の3(8)で準用する(9)②
19	通所介護	事故の再発防止について	事故報告書の記載はあるが, その原因を解明し, 再発を防ぐための対策を講じていない。 事故報告書の作成だけでなく, 再発防止のための対策を講じること。	基準省令解釈通知第3の6の3(8)で準用する(25)③
20	通所介護	生活相談員の配置等について	(ア) 生活相談員が不在となる日があるなど, 生活相談員が適切に配置されていない。 (イ) 社会福祉主事任用資格など生活相談員の資格を確認できる書類を徴しないまま, 履歴書の記載のみで確認を行っていた。 (ア) 生活相談員の勤務延時間を確保し, 適切に人員の配置を行うこと。 (確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式: 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数=提供時間数) (イ) 速やかに資格証の提出を求め, その写しを保管しておくこと。	基準省令第93条第1項第1号 基準省令解釈通知第3の6の1の(2)
21	通所介護	同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対する減算について	事業所と同一建物に居住する者, 同一建物から通う者に対し, 減算して請求されていない。 事業所と同一建物に居住する者(サ高住等), 同一建物から通う者(宿泊デイ等)はやむを得ない事情がない限り, 所定単位から減算すること。 通所事業所と同一建物に居住する利用者について, やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は, 例外的に減算対象とならないが, 二人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について, 介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し, その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。 また, 移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について, 記録すること。	報酬告示別表6の注12 報酬告示留意事項通知第2の7(12)
22	通所介護	事業所規模による区分について	事業所規模による区分について, 前年度の1月当たりの平均利用延人員の算定を行っていない。 前年度の1月当たりの平均利用延人員の算定を行い, 事業所規模の区分の算定を行うこと。算定の結果, 事業所規模による区分に変更が生じた場合は, 速やかに体制届を提出の上, 必要に応じ当該区分に至った月から過誤調整を行うこと。	報酬告示留意事項通知第2の7(4)

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
23	通所介護	個別機能訓練加算について	<p>個別機能訓練の実施時間や実施方法等について、利用者ごとに個別計画が立てられていない。 また、3月ごとに1回以上利用者又はその家族に対して個別機能訓練の内容(評価を含む。)の説明や記録がされておらず、当該加算の要件を満たしていない。</p> <p>個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行うこと。</p>	報酬告示別表6の注7 報酬告示留意事項通知第2の7の(7)⑤
24	通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)の算定について	<p>機能訓練の目標を「下肢の筋力の低下を改善したい」と設定して、筋力アップのための訓練を計画に位置づけている。</p> <p>個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅で可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。 具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴ができるようになりたい等)を設定のうえ、当該目標を達成するための訓練を実施すること。</p>	報酬告示別表6の注7 報酬告示留意事項通知第2の7(7)
25	介護予防通所介護	生活機能向上グループ活動加算の算定について	<p>介護予防通所介護計画への記録、生活機能向上グループ活動に係る計画の作成が適切に行われていない。</p> <p>当該加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。 実施に当たっては、生活機能向上グループ活動加算(介護予防通所介護費に限る。)の取扱いについて(老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別表1第2の7(1))を参照し算定要件を十分に確認すること。</p>	介護予防報酬告示別表6のロ 介護予防報酬告示留意事項通知別表1 第2の7(1)
26	介護予防通所介護	運動器機能向上加算について①	<p>運動器機能訓練向上計画を複数の職種が共同して作成していない。また、当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを実施していない。</p> <p>理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能訓練向上計画を作成し、概ね1月間ごとに利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能訓練向上計画の修正を行うこと。</p>	介護予防報酬告示別表6のハ 介護予防報酬告示留意事項第2の7(2)③オ

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
27	介護予防通所介護	運動器機能向上加算について②	<p>利用開始時に、運動機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施していない。</p> <p>利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。</p>	介護予防報酬告示留意事項通知第2の7(2) ③ア
28	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算について	<p>新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者宅を理学療法士等が訪問した記録がない。</p> <p>新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して理学療法士等が居宅を訪問して実施する運動機能検査、作業能力検査等について記録すること。</p>	報酬告示別表7の注7 報酬告示留意事項通知第2の8(9)
29	通所リハビリテーション	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	<p>生活機能の改善が見込まれると医師が判断した者であるということが確認できない。</p> <p>医師の判断の根拠を必ず記録に残すこと。</p>	報酬告示別表7の注10 報酬告示留意事項通知第2の8(12) ②
30	短期入所生活介護 短期入所療養介護	短期入所生活(療養)介護計画の作成について	<p>4日以上連続して利用する場合で短期入所生活(療養)介護計画が作成されていない。</p> <p>指定短期入所生活介護事業所において相当期間以上(概ね4日以上連続して利用する場合)にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用の都度(介護予防)短期入所生活介護計画を作成するとともに、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。併せて利用者に当該計画を交付すること。</p>	基準省令第129条第1項 基準省令第147条第1項
31	短期入所生活介護 短期入所療養介護	夜勤職員配置加算について	<p>夜勤職員配置加算について、算定要件を満たしているかどうかの確認を行っていない。</p> <p>算定要件を満たしているかどうかの確認を毎月行うこと。</p>	報酬告示別表8の注5、別表9の注4 報酬告示留意事項通知第2の2(8)、第2の3(2)
32	短期入所生活介護	送迎加算について	<p>短期入所生活介護の利用者の送迎記録は作成されているが、送迎日時や送迎の別、運転者等の記載がない。</p> <p>送迎加算を算定する場合、送迎加算の算定の根拠となる記録が必要なので適切に記録し管理すること。</p>	報酬告示 介護報酬に係るQ&A
33	短期入所生活介護 短期入所療養介護	食費の補足給付について	<p>食費の補足給付について、1日ごとの請求を行っている。</p> <p>利用者負担第1段階から第3段階の方についても一食ごとの食費の設定をおこなうこと。なお、一日の食費の合計額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは補足給付は行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなるので、注意すること。</p>	平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) 問42

平成24年度 監査・実地指導等における指摘事項(居宅サービス)

No	サービス種別	項目	事例及び指導内容(上段:事例、下段:指導内容)	根拠法令等
34	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	福祉用具貸与計画 (特定福祉用具販売 計画)の作成について①	福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)を作成していない。 目標、具体的なサービスの内容を記載した福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)を作成し、その内容について利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得、利用者に交付すること。(平成24年4月1日の現存する事業者は、平成25年3月31日までに、すべての利用者について計画を作成すること。)	基準省令第199条・第199条の2 基準省令附則(平24省令30号附則)第2条 基準省令第214条・第214条の2 基準省令附則(平24省令30号附則)第2条
35	福祉用具貸与 特定福祉用具販売	福祉用具貸与計画 (特定福祉用具販売 計画)の作成について②	福祉用具の利用目標が居宅サービス計画書の目標をそのまま転記されており、事業所独自でアセスメントを行った記録がない。 居宅サービス計画書を参考にしつつ、事業所で実施したアセスメントに基づいた福祉用具の利用目標を設定し、福祉用具貸与(販売)計画を作成すること。また、福祉用具貸与計画の有効期間を明確にすること。	基準第199条の2, 第214条の2
36	福祉用具貸与	要支援者及び要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費について	要支援2の利用者について「特殊寝台」、要支援1の利用者について「車いす」が貸与されているが、判断された根拠が「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の調査票によるものなのか、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによるものなのか確認できない。 算定可否の判断基準を明確にし、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断した場合は、その内容を記録しておくこと。	報酬告示別表11の注4 報酬告示留意事項通知第2の9(2)

【根拠法令】※表中の略称については以下を参照してください。

◇指定基準関係

■ 基準省令

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(H11.3.31厚生省令第37号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(H18.3.14厚生労働省令第35号)

■ 基準省令解釈通知

- ・ 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準について(H11.9.17老企第25号)

◇介護報酬関係

■ 報酬告示

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H12.2.10厚生省告示第19号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18.3.14厚生労働省告示第127号)

■ 報酬告示留意事項通知

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H18.3.17老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)

介護職員処遇改善加算について

【1 制度概要】

平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を「介護報酬」に移行し、当該交付金の対象であった「介護サービスに従事する介護職員」の賃金改善に充てることを目的として創設された制度です。

○交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。

○訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援の各サービスは算定の対象外です。

【2 要件】

当該加算を算定しようとする事業所は、介護職員処遇改善計画書その他の関係書類を県(宇都宮市に所在する事業所は宇都宮市。地域密着型サービス事業所はその所在する市町)に届け出なければなりません。

【3 届出の手続き】

(1) 当該加算の算定を受けようとする年度ごとに届出が必要です。

○4月から当該加算を受けようとする事業所→前年度の2月末日まで

(4月からの新規指定事業所は3月15日まで)

○年度途中から当該加算を受けようとする事業所→当該加算を算定しようとする月の前々月の末日

(新規指定事業所については前月の15日まで)

(2) 提出書類

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

③介護職員処遇改善加算届出書(別紙様式3又は別紙様式4)

④介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)

⑤事業所一覧表(別紙様式2の添付書類1)

⑥都道府県状況一覧表(別紙様式2の添付書類2)

⑦労働基準法第89条に規定する就業規則の写し(賃金等に関する規定を別に作成している場合は、その規定を含む。)

⑧労働保険に加入していることが確認できる書類の写し(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)

⑨キャリアパス要件等届出書(別紙様式6)

※ ①と②については、前年度までに当該加算を算定している場合であって、当該加算の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

※ ⑤については県内に複数の事業所を有する場合に、⑥については県内にある事業所と県外にある事業所との間で当該加算を流用する場合にそれぞれ提出が必要で、それ以外は省略することができます。

※ ⑦と⑧については、前年度までに当該加算を算定している場合であって、既に提出している内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

※ ⑨については、前年度までに届出を行っている場合であって、既に提出している内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。

【4 実績報告】

(1) 当該加算を受けた事業所は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書その他関係書類を提出しなければなりません。

提出先は、加算算定の届出を行ったところと同じです。

(2) 提出書類

- ①介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）
- ②賃金改善所要額の積算の根拠となる資料（任意の様式）
- ③事業所一覧表（別紙様式5の添付書類1）
- ④都道府県状況一覧表（別紙様式5の添付書類2）

※ ②については、様式を定めていないので、賃金改善の内容がわかる任意の様式で提出することができます。なお、交付金のとくと同様に当該資料の「参考様式」を示しますので活用してください。

※ ③については県内に複数の事業所を有する場合に、④については県内にある事業所と県外にある事業所との間で当該加算を流用する場合にそれぞれ提出が必要で、それ以外は省略することができます。

【5 計画書等及び実績報告書等の届出(提出)先】

処遇改善の計画書等及び実績報告書等の届出(提出)先は、加算を算定するサービスの種別及び事業所の所在地により異なりますのでご注意ください。

※ 地域密着型サービスについては、事業所の所在する市町に届出(提出)をしてください。

サービス種別	事業所所在地	提出先
(介護予防)訪問介護	鹿沼市・日光市	県西健康福祉センター
(介護予防)訪問入浴介護	真岡市・芳賀町・益子町	県東健康福祉センター
(介護予防)通所介護	市貝町・茂木町	
(介護予防)通所リハビリテーション	栃木市・小山市・下野市・上三川町・壬生町・岩舟町・野木町	県南健康福祉センター
	大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町	県北健康福祉センター
	足利市・佐野市	安足健康福祉センター
	宇都宮市	宇都宮市保健福祉総務課
(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護	宇都宮市以外	栃木県高齢対策課介護保険班
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	宇都宮市	宇都宮市保健福祉総務課

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
 ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 ☆具体的な行為については省令で定める
 ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士
 ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
 ○介護福祉士以外の介護職員等
 ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
 ○登録の要件
 ☆基本研修、実地研修を行うこと
 ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
 ○登録の要件
 ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 ☆具体的な要件については省令で定める
 ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・ 特別支援学校

※医療機関は対象外

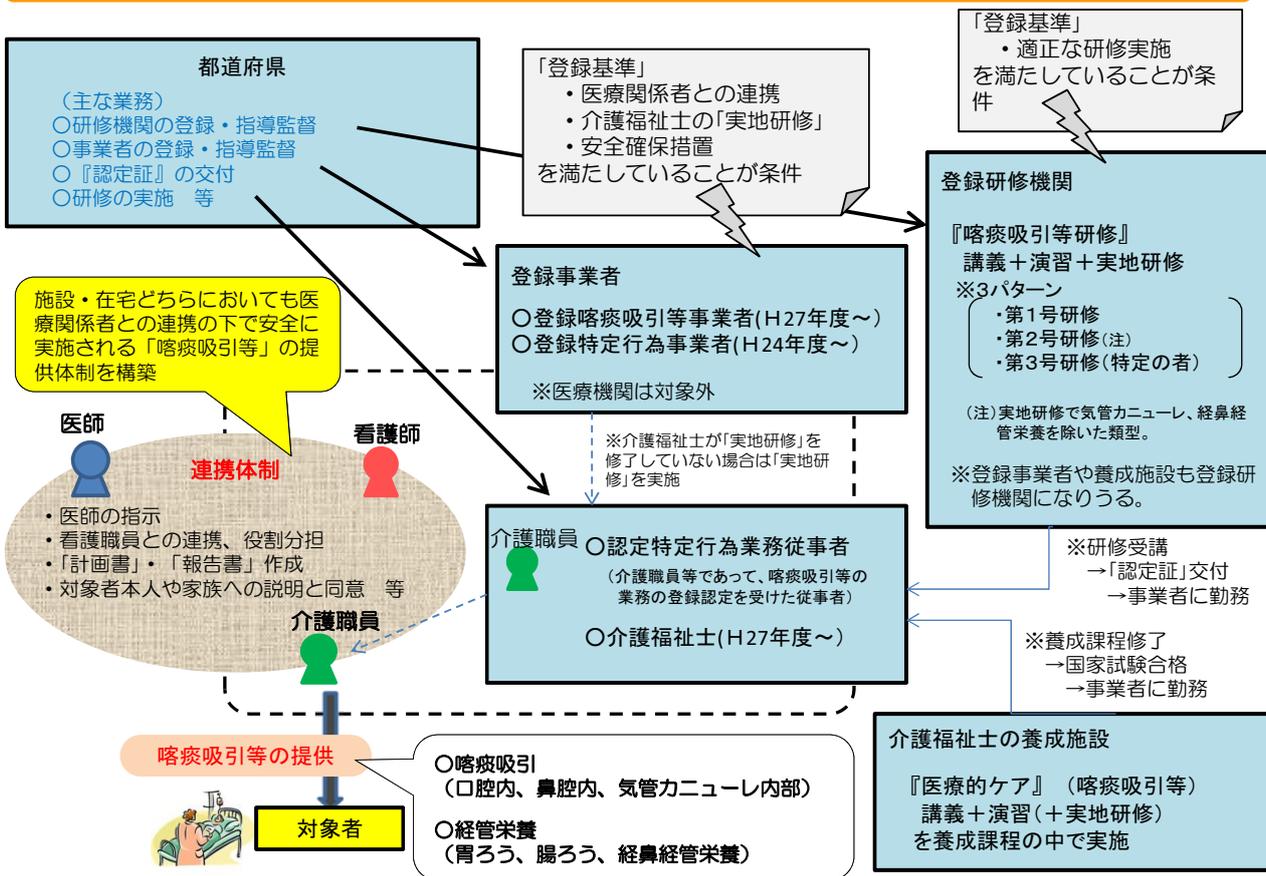
出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行
 (介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
 ○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

3

喀痰吸引等制度の全体像〔概要〕



喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

1. 医療関係者との連携に関する基準

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、**医師の文書による指示**を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と**情報共有**を図ることにより、医師・看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した**計画書を作成**すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する**報告書を作成**し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状態の急変に備え、**緊急時の医師・看護職員への連絡方法**をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の**業務の手順等を記載した書類**(業務方法書)を作成すること。

2. 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準

- ① 喀痰吸引等は、**実地研修を修了した介護福祉士等**に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、**医師・看護師等を講師とする実地研修を行う(※)**こと。
- ③ 安全確保のための**体制を整備**すること(安全委員会の設置、研修体制の整備等)。
- ④ 必要な**備品**を備えるとともに、**衛生的な管理**に努めること。
- ⑤ 上記1. ③の**計画書の内容**を喀痰吸引を必要とする方又はその家族に**説明し、同意を得る**こと。
- ⑥ 業務に関して知り得た**情報を適切に管理**すること。

(※)実地研修の内容は、後述の登録研修機関と同様(口腔内の喀痰吸引…10回以上・その他…20回以上)。

(注)病院・診療所は、医療関係者による喀痰吸引等の実施体制が整っているため、喀痰吸引等の業務を行う事業所の登録対象としない。

22

喀痰吸引等研修機関の登録基準

1. 研修内容に関する基準

- ① 研修課程(※)に応じ、**必要な時間数・回数**を確保すること。
- ② 講義・演習・実地研修の**各段階ごとに、適切に修得の程度を審査**すること。
- ③ 研修修了者に対し、**研修を修了したことを証する書類を交付**すること。

(※)研修課程は、業務の必要性に応じ、以下の3類型を設ける。

- ① 第1号研修…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の全てを実施。
- ② 第2号研修…口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養を実施。
- ③ 第3号研修…必要な行為についてのみ実施。

(※)実地研修の回数は、

- ① 第1号研修…口腔内の喀痰吸引は10回以上、その他は20回以上。
- ② 第2号研修…口腔内の喀痰吸引は10回以上、その他は20回以上。
- ③ 第3号研修…個々の必要な行為について、医師等の評価により受講者が知識・技能を修得したと認められるまで実施。

2. 研修を適正・確実に実施するための基準

- ① 実務に関する科目は、**医師、保健師、助産師又は看護師**が講師となること。
- ② 受講者の数を勘案して**十分な数の講師**を確保すること。
- ③ 研修に必要な**器具等**を確保すること。
- ④ 研修業務を適切・確実に実施するための**経理的基礎**を有すること。
- ⑤ **研修修了者の氏名・住所・終了日等**を記載した**帳簿を作成・保存**すること。
- ⑥ 研修修了者の氏名・住所・終了日等を記載した**研修修了者一覧表を、定期的に都道府県知事に提出**すること。
- ⑦ 研修の受付方法、料金、実施方法、安全管理体制、帳簿の保存に関する事項等を記載した**業務規程を定める**こと。

37

喀痰吸引等制度の関係報酬(ファイナンス)について

介護保険サービス			自立支援サービス		
<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	日常生活継続 支援加算		<ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援（障害者入所施設） 	重度障害者支 援加算(Ⅰ)	
<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 	特定事業所加 算(Ⅰ)・(Ⅲ)	介護職員等喀痰 吸引等指示料	<ul style="list-style-type: none"> 障害児入所支援（福祉型障害児施設） 	重度障害児支 援加算	
<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認定証対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 		介護職員等喀痰 吸引等指示料	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 	介護職員等喀痰 吸引等指示料	特定事業所加 算 喀痰吸引等支 援体制加算
<ul style="list-style-type: none"> 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 			<ul style="list-style-type: none"> 短期入所（医療型短期入所を除く。） 共同生活介護（CH） 共同生活援助（GH） 自律訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 （主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。） 放課後等デイサービス （主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。） 	介護職員等喀痰 吸引等指示料	医療連携体制 加算(Ⅲ・Ⅳ)
<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型に限る。） 	訪問看護指示料	看護・介護職員 連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 （主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。） 	介護職員等喀痰 吸引等指示料	人員配置体制 加算(Ⅰ・Ⅱ)
<ul style="list-style-type: none"> 複合型サービス 	訪問看護指示料	介護職員等喀痰 吸引等指示料	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業 地域活動支援センターを運営する事業 福祉ホームを運営する事業 訪問入浴サービス事業 身体障害者自立支援事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 	介護職員等喀痰 吸引等指示料	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">診療報酬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">介護給付費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">介護給付費・訓練等給付費・障害児入所給付費・障害児通所給付費</div> <p style="font-size: small;">※黒字：算定要件を改正 赤字：新設</p> </div>					

40

報酬改定(診療報酬)

訪問看護の充実について

介護保険の訪問看護との整合

- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により介護職員等のたん吸引等が可能になったことに伴い、訪問介護等のサービスを受けている患者に対するたん吸引等に関する指示を、保険医療機関の医師が当該サービスを行う事業所に交付する場合の評価を行う

(新) 介護職員等喀痰吸引等指示料 240点



- 介護報酬改定による新サービス(介護保険被保険者等に対する複合型サービス及び定期巡回型訪問介護看護サービス)を行う事業所に対する保険医療機関の医師による訪問看護指示書の交付が評価され、複合型サービス及び定期巡回型訪問介護看護を行う事業所からの訪問看護(複合型サービス含む)が評価される。



報酬改定(介護報酬)

介護職員によるたんの吸引等の実施に伴う介護報酬の見直しについて

- 平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員が、医療関係者との連携の下、たんの吸引等を実施することが可能となることに伴い、以下の見直しを行う。
 - ・ 訪問介護と介護老人福祉施設の加算の重度者要件の所要の見直し
 - ・ 訪問看護において、たんの吸引を行う訪問介護事業所への支援を評価

1 訪問介護

- 特定事業所加算(総単位数の10%又は20%を加算)の重度者の受入に係る要件において、たんの吸引等が必要な利用者も算入できることとする。
 - 前年度又は前3カ月の利用者総数のうち、要介護4・5、認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)又はたんの吸引等を必要とする利用者が20%以上

2 介護老人福祉施設

- 日常生活継続支援加算(22単位→23単位/日)の重度者の受入に係る要件について、たんの吸引等が必要な利用者が一定割合以上いる場合にも算定できることとする。
 - ①要介護4・5の利用者が70%以上、②認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)の利用者が75%以上又は③たんの吸引等が必要な利用者が15%以上いること。

3 訪問看護

- たんの吸引等を実施する訪問介護事業所と連携し、実施計画の作成の支援等を行った訪問看護事業所に対する加算を創設。
 - 看護・介護職員連携強化加算(新規) 250単位/月

44

報酬改定(障害福祉報酬)

介護職員等によるたんの吸引等の実施に伴う障害福祉サービス等の報酬の見直しについて

- 平成24年度から、一定の研修を受けた介護職員等が、医療関係者との連携の下、たんの吸引等を実施することが可能となることに伴い、以下の見直しを行う。
 - ・ 訪問系サービスにおける特定事業所加算の算定要件等の見直し
 - ・ 施設入所支援(障害者支援施設)、福祉型障害児入所施設、生活介護の加算の算定要件の見直し
 - ・ 日中活動系・居住系サービス等(*)の加算の評価の見直し(*) 短期入所(医療型短期入所を除く。)、共同生活介護(ケアホーム)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助(グループホーム)、児童発達支援(主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。)及び放課後等デイサービス(主たる対象とする障害が重症心身障害である場合を除く。)

1 訪問系サービス

- 特定事業所加算の算定要件のうち重度者対応要件の対象として、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分5以上である者及びたんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上(重度訪問介護の場合)
- 特定事業所加算(Ⅰ)の算定が困難である事業所については、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。
 - 喀痰吸引等支援体制加算【新設】 100単位(利用者1人1日当たり)

2 施設入所支援(障害者支援施設)、福祉型障害児入所施設、生活介護

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定要件における「特別な医療が必要であるとされる者」に準ずるものとして、腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする者を追加する。(※ たんの吸引及び胃ろうによる経管栄養は「特別な医療」に含まれている。)
 - 特別な医療が必要とされる者又は腸ろうによる経管栄養若しくは経鼻経管栄養が必要とされる者が利用者の合計の100分の20以上
- 重度障害児支援加算の算定要件について、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又はたんの吸引等を必要とする者
- 人員配置体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件について、たんの吸引等を必要とする者を追加する。
 - 障害程度区分5若しくは障害程度区分6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が利用者の合計の100分の60以上(Ⅰ)・100分の50以上(Ⅱ)

3 日中活動系・居住系サービス等

- 看護職員が事業所を訪問し、介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に算定できることとし、また、登録特定行為事業者である事業所において介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価することとする。
 - 医療連携体制加算(Ⅲ)【新設】 500単位(看護職員1人1日当たり) ※ 看護職員が指導のみを行った場合
 - 医療連携体制加算(Ⅳ)【新設】 100単位(利用者1人1日当たり) ※ 介護職員等がたんの吸引等を実施した場合
 - ※ 医療連携体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ) 250~500単位(利用者1人1日当たり) ※ 看護を行った場合

46

経過措置について

○ 介護福祉士の法令上の取扱いについて

当方は、**研修機関の研修を受講し**、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の**都道府県知事の認定証の交付を受けて**、喀痰吸引等を実施することになる。

※平成27年4月1日以降においては、研修修了後、介護福祉士(特定登録者)となり喀痰吸引等を実施することも可能。

(※) なお、平成24年度以降において介護福祉士の養成課程で喀痰吸引等の教育を受け、平成27年度以降の国家試験を合格した者については、実地研修の修了に応じた登録を行い、喀痰吸引等を実施。

○ 現在、運用上の取扱いとして下記通知(※)により喀痰吸引等の実施が認められている介護従事者

研修機関の研修を改めて受講しなくても、喀痰吸引等を適切に行うための知識・技能を修得している旨の**証明書類を提出し**、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の**都道府県知事の認定証の交付を受けて**、喀痰吸引等を実施することとなる。

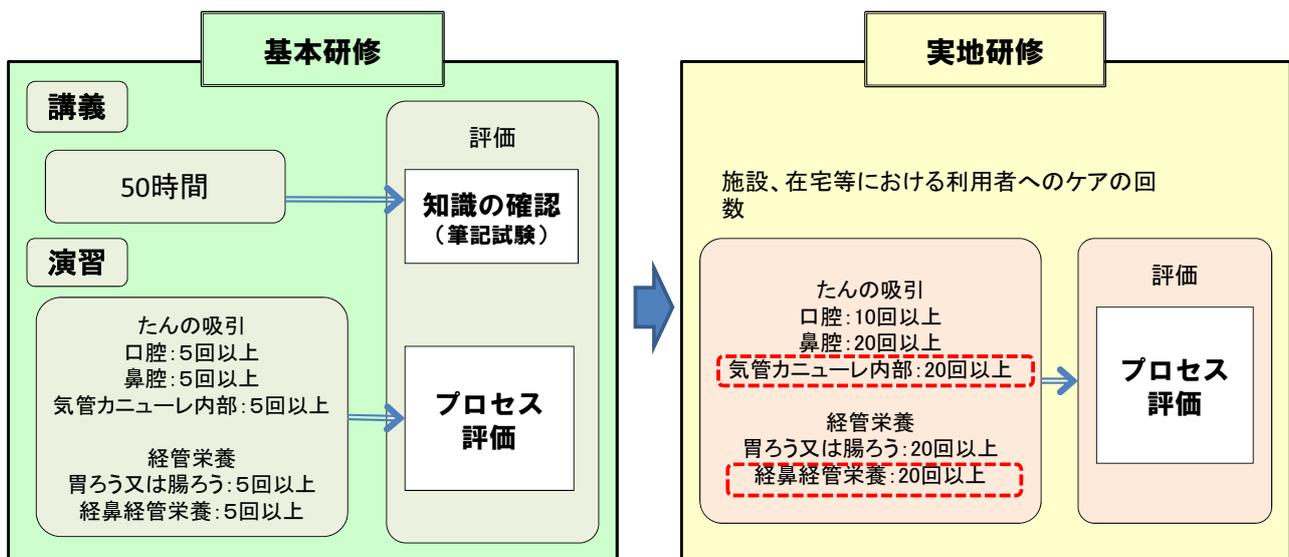
- (※)
- ・ ALS患者の在宅療養の支援について(平成15年7月17日発出)
 - ・ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日発出)
 - ・ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて(平成17年3月24日発出)
 - ・ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日発出)

47

研修カリキュラム概要

平成23年度: 不特定多数の者対象 / 平成24年度～: 第1号研修・第2号研修

※平成23年度は、平成23年10月6日付け厚生労働省老健局長通知に基づくもの。
平成24年度～については、省令に基づき、今後「喀痰吸引等研修実施要綱(仮)」において詳細を定める予定。

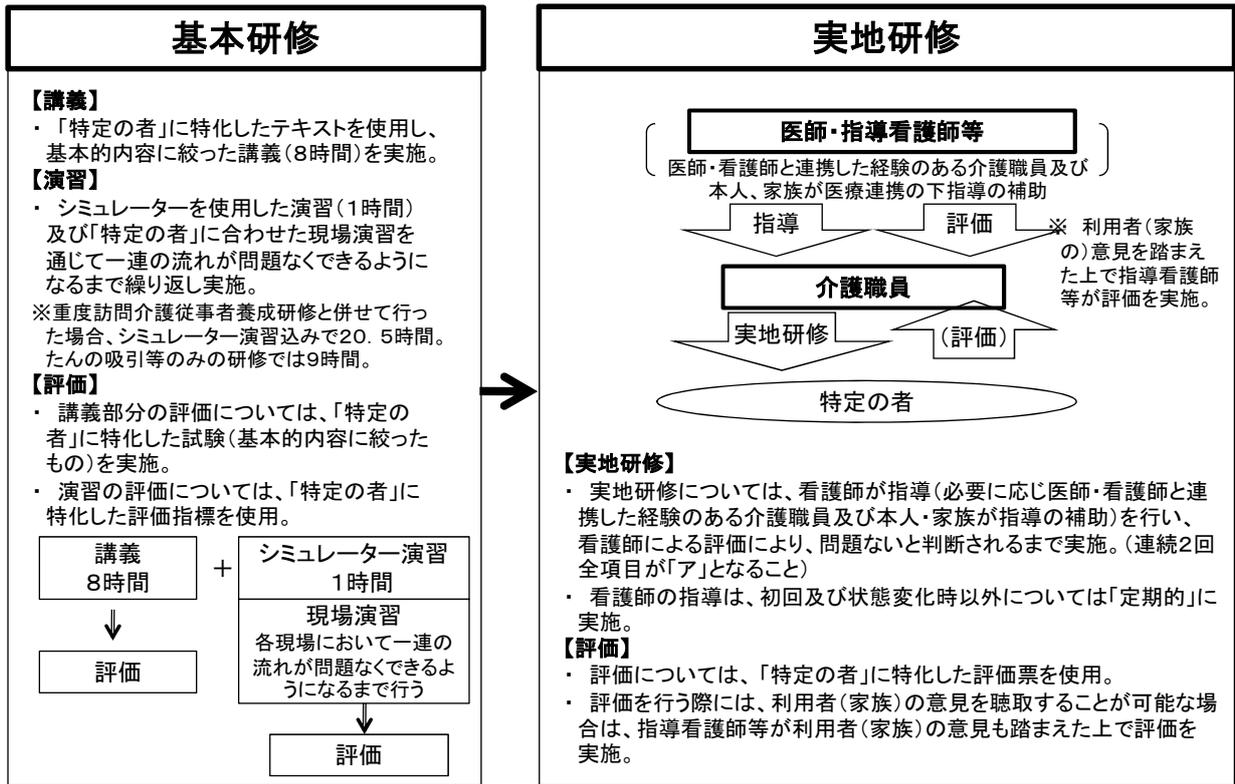


※救急蘇生法演習(1回以上)も必要
※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う
※演習はシミュレーターが必要

※気管カニューレ内部内の項目については、実施しない類型もあり
※介護福祉士については、必要な行為について登録事業所において実地研修を行う。
※人工呼吸器装着者の研修については、別途研修を行う

研修カリキュラム概要 平成23年度：特定の者対象／平成24年度～：第3号研修

※平成23年度は、平成23年11月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づくもの。
平成24年度～については、省令に基づき、今後「喀痰吸引等研修実施要綱(仮)」において詳細を定める予定。



53

喀痰吸引等研修～研修課程(1)～

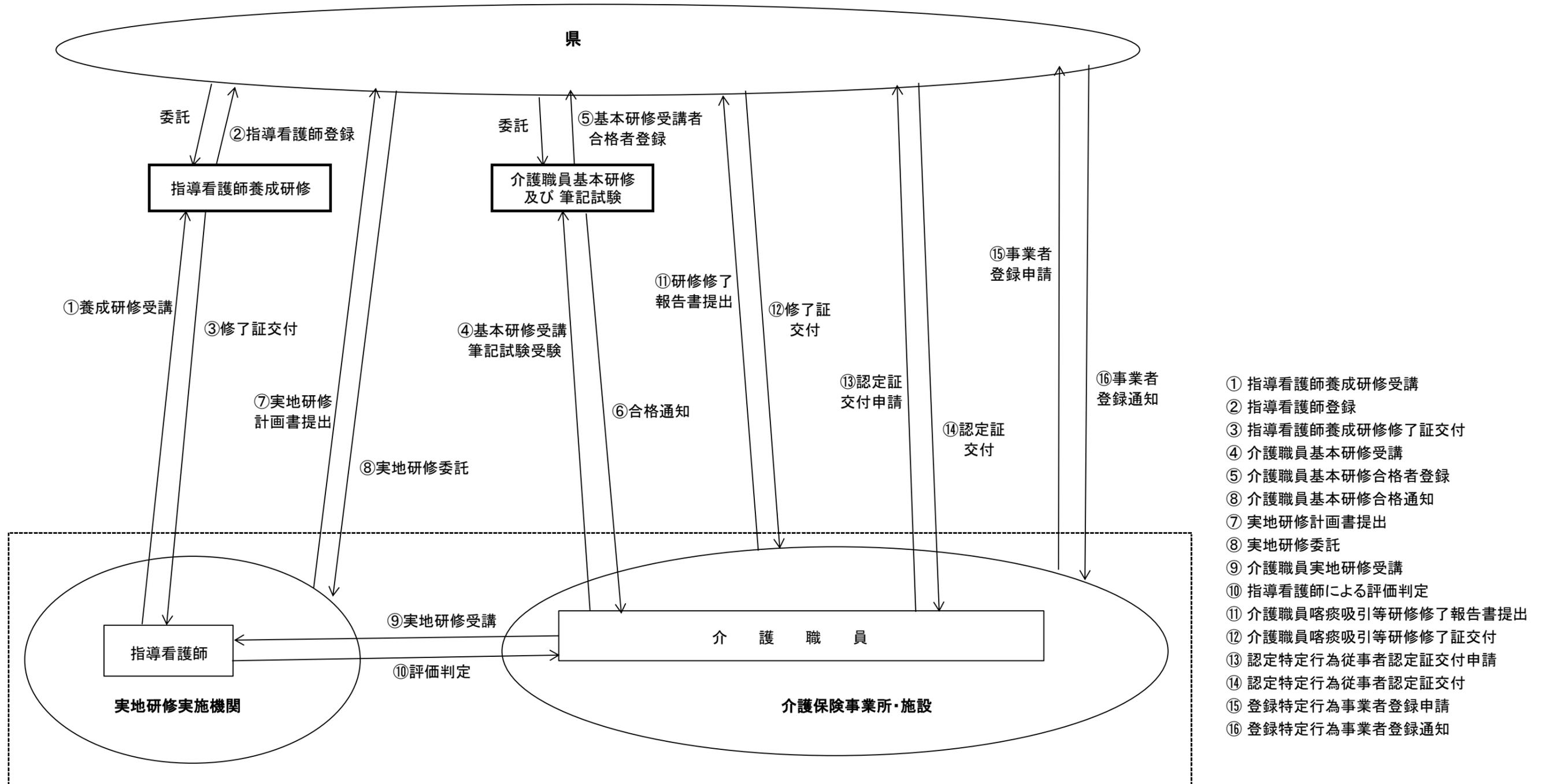
○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">講義 50H</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本研修 各行為の シミュレーター演習</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修</div>
	不特定多数	②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">講義 50H</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本研修 各行為の シミュレーター演習</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。)</div>
	特定の者	③実地研修を重視した類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 基本研修 講義及び演習 9H <small>※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う場合には20.5時間</small> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。</div>
介護福祉士の養成課程			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">講義 50H</div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本研修 各行為の シミュレーター演習</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修 (登録事業者)</div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実地研修</div>

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

54

喀痰吸引等研修、認定特定行為業務従事者登録、登録特定行為事業者登録 事務の流れ



※ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等の場合、介護保険事業所自らが実地研修実施機関となることも可能。
 指導看護師については、介護職員を受講させる各事業所・施設等において、その雇用する看護師又は提携事業所等の看護師を確保する。

※経過措置(特養研修、ALS等)は①～⑩なし

介護職員等による喀痰吸引等業務に係る登録申請の手続き等について

《喀痰吸引等制度の概要》

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月から、一定の研修を修了した介護職員等は、たんの吸引等の業務を実施することが可能となりました。

■ 実施可能な行為

たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

■ 登録特定行為事業者

自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行おうとする事業者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

■ 認定特定行為業務従事者

介護の業務に従事する方のうち、平成24年度から実施の一定の研修（喀痰吸引等研修（第一号、第二号、第三号のいずれか））を修了した方を都道府県知事が認定します。

■ 認定特定行為業務従事者（経過措置対象者）

次のア、イに該当する方が対象で、都道府県知事が認定します。

ア. 栃木県が行う「平成23年度介護職員によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象・特定の者対象）」を修了し、栃木県から修了証明書の交付を受けた方

イ. 次の実質的違法性阻却通知の運用に基づいて、たんの吸引等を実施している介護職員等

- ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（H15.7.17）
- 盲、聾、養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（H16.10.20）
- 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて（H17.3.24）
- 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（H22.4.1）
- 介護職員によるたんの吸引等試行事業（平成22年度事業）

■ 登録研修機関

喀痰吸引等研修（基本研修及び実地研修）を行う機関を都道府県知事が登録します。
登録研修機関となるには、一定の登録基準を満たす必要があります。

■ 実地研修実施機関

喀痰吸引等研修（第一号、第二号）実地研修を行う機関を県知事が委託します。
実地研修実施機関となるには、一定の選定基準を満たす必要があります。

□ 喀痰吸引等に関する資料

- 国の制度周知用パンフレット
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の概要
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（官報抜粋）
- 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）

《喀痰吸引等業務に係る申請手続きについて》

平成24年4月から、「登録特定行為事業者」は、認定を受けた「認定特定行為業務従事者」により、たんの吸引等を実施することができます。(たんの吸引等を実施するには、「登録特定行為事業者」登録と「認定特定行為業務従事者」認定の両方の手続きが必要です。)

※ 申請にあたっては、各事業所ごとに書類を取りまとめの上、登録申請書等送付表を添付して提出してください。

I 認定特定行為業務従事者の手続き

1 認定特定行為業務従事者（経過措置対象者）の認定

上記ア又はイに該当し、平成24年4月からたんの吸引等の業務に従事する方は、知事の認定が必要です。以下の必要書類を提出してください。

【介護職員ごとの必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書（第17号様式）
- ② 住民票（コピー不可）
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3号の各号の規定に該当しない旨の誓約書
(第4号様式の3)
- ④ 喀痰吸引等に関する研修修了証明書及び修了した研修内容、研修時間が確認できる書類
- ⑤ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①（本人誓約書）
(第17号様式の2)
- ⑥ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②（第三者証明書）
(第17号様式の3)
- ⑦ 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③（実施状況確認書）
(第17号様式の4)

2 認定特定行為業務従事者の認定

平成24年度以降の喀痰吸引等研修（第一号研修、第二号研修又は第三号研修）を修了し、栃木県から修了証明書の交付を受けた介護職員等は、喀痰吸引等の業務を行うには知事の認定が必要です。以下の必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
第一号・第二号研修修了者対象（第4号様式）、第三号研修修了者対象（第4号様式の2）
- ② 住民票（コピー不可）
- ③ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3号の各号の規定に該当しない旨の誓約書
(第4号様式の3)
- ④ 喀痰吸引等研修の修了証明書

3 認定特定行為業務従事者の認定内容の追加・変更・辞退について

認定特定行為業務従事者の認定内容について、追加・変更・辞退しようとする場合は、それぞれ以下の必要書類を提出してください。

《特定行為の追加》

次に該当する場合は、上記「2 認定特定行為業務従事者の認定」に掲げる必要書類を提出してください。 ※ 添付書類省略不可

- 経過措置認定者が、第一号、第二号、第三号研修（平成24年度～）を修了した場合
- 第三号研修認定者が第一号、第二号研修を修了した場合
- 第三号研修認定者又は経過措置認定者が、認定証の交付を受けた特定の者以外の者に実施する場合又は認定を受けた行為以外の行為を実施する場合
- 第二号研修認定者が行為（気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養）を追加する場合

《変更》

認定特定行為業務従事者の氏名、住所に変更があった場合

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書（第7号様式）
- ② 変更内容がわかる書類（戸籍抄本、住民票の写し（コピー不可））
- ③ 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（第8号様式）
- ④ 現在認定を受けている認定特定行為業務従事者認定証

《汚損・紛失》

認定特定行為業務従事者認定証を汚損又は紛失してしまった場合

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（第8号様式）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証（汚損の場合）

《辞退》

認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の業務を行う必要がなくなった場合

【必要書類】

- ① 認定特定行為業務従事者認定証辞退届出書（第11号様式）
- ② 認定特定行為業務従事者認定証

II 登録 特定行為事業者の手続き

1 登録特定行為事業者の登録

平成24年4月から認定特定行為業務従事者によるたんの吸引等の業務を行おうとする事業所等は、申請が必要です。

以下の必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（第1号様式）
- ② 申請者が法人である場合は、定款または寄附行為 及び 登記事項証明書／
申請者が個人である場合は、住民票の写し
- ③ 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（第1号様式の2）
- ④ 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4の規定に該当しない旨の誓約書
(第1号様式の3)
- ⑤ 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（第1号様式の4）
- ⑥ ⑤の書類において「該当書類」に記載した書類及びその他関連する書類
※ 適合書類チェックリストの各項目について記載してください。
業務方法書 様式1 様式2 様式3 様式4

2 登録特定行為事業者の登録内容の追加・変更・辞退について

登録特定行為事業者の登録内容を追加・変更・辞退しようとする場合は、それぞれ以下の必要書類を提出してください。

《特定行為の追加》

実施する特定行為を追加しようとする場合

【必要書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（第3号様式）
- ② 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5第1号各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（特定行為の追加に合わせて内容を更新した業務方法書）

《変更》

登録を受けた内容に変更が生じた場合

【必要書類】

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式の2）
- ② 変更内容がわかる書類（登記事項や定款・寄付行為が変更となる場合はそれを証する書類を添付）

《辞退》

登録を辞退する場合

- ① 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（第3号様式の3）

Ⅲ 実地研修実施機関の手続きについて

喀痰吸引等研修の実地研修を実施しようとする事業所等については、実地研修の実施機関として、県から委託させていただきます。次のa、bに該当する場合は、以下の必要書類を提出してください。県において審査の上、委託契約書を送付いたします。

※ 既に契約を済ませている事業所等においては、提出不要です。

- a 平成24年度以降の喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実地研修を実施しようとする事業所等

※ 第三号研修は不要です。

- b 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象）実地研修を継続実施しようとする事業所等

【必要書類】

- ① 実地研修実施計画書（別紙1）
- ② 定款または寄附行為及び登記事項証明書
- ③ 業務規程（参考様式）
様式1 様式2
- ④ 指導看護師名簿（参考様式）
- ⑤ 研修機器及び参考図書等一覧（参考様式）

提出先

I～IIに係る申請について、介護保険法上の事業所については高齢対策課あて、障害者自立支援法上の事業所等については障害福祉課あて、それぞれ提出してください。

IIIについては、高齢対策課あて提出してください。

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県保健福祉部

高齢対策課 介護保険班 TEL 028-623-3148

障害福祉課 施設福祉担当 TEL 028-623-3029

◆事業所の規模に応じて、いずれか該当するものに○を付けてください。

(1)添付書類

- ・一月当たり平均利用延人員数計算書(様式5-1)

(2)算定要件等

【小規模型事業所】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人以内の事業所であること。

【通常規模型事業所】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人を超え750人以内の事業所であること。

【大規模型事業所(Ⅰ)】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超え900人以内の事業所であること。

【大規模型事業所(Ⅱ)】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人を超える事業所であること。

※当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。

※上記における平均利用延人員数の計算に当たっては、以下の事項に注意すること。

- ・3時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とすること。
- ・平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業者の利用者の計算に当たっては、介護予防通所介護の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上7時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所介護事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えないこと。
- ・前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とすること。
- ・一月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に7分の6を乗じて得た数によるものとすること。
- ・平均利用延人員数は、計算結果の小数点以下も含めて判断すること。
(例)計算した結果が、「750.001・・・」となった場合は、大規模型事業所(Ⅰ)に該当します。

(様式5-1) 1月当たり平均利用延人員数計算書

■厚生労働大臣が定める施設基準

通所介護

- ① 小規模型 : 前年度の1月あたりの平均利用延人員数が300人以内
- ② 通常規模型: " 300人を超え750人以内
- ③ 大規模(I): " 750人を超え900人以内
- ④ 大規模(II): " 900人超

※平均利用延人員数は、少数点以下も含めて判断する。
(例)計算した結果が、「750.001・・・」となった場合は、大規模(I)に該当します。

具体的には次により計算

◎次のいずれかに該当するか

- ①平成24年10月1日以降に事業を開始した事業所(再開した事業所を含む)又は定員を25%以上変更して事業を実施した事業所
- ②平成25年4月1日に新たに事業を開始する予定の事業所(再開予定の事業所を含む)又は定員を25%以上変更する予定の事業所

※黄色のセルのみ入力

Yes

少数点の端数処理は行いません。

$$\text{当該事業所の利用定員} \times 0.9 \times \text{時間係数} \times \text{年間営業日数} \div 12 \text{月} = \text{月平均利用延人員数}$$

当該事業所の運営規程の営業時間が
・3時間以上5時間未満の場合=0.5
・5時間以上7時間未満の場合=0.75
・7時間以上9時間未満の場合=1

H25.4~H26.3までの1年間において運営規程に定める休日を除く日

No

(1) 月曜日から日曜日まで毎日営業している事業所(正月、お盆等の特別な期間は除く)

①月あたり平均利用者数を算出する

各月における利用延人員数(介護予防の事業を一体的に実施している場合は予防の利用者を含む)を入力

区分	係数	第1週	換算数	第2週	換算数	第3週	換算数	第4週	換算数	第5週	換算数
介護サービス	2時間以上3時間未満	×1/2		0		0		0		0	0
	3時間以上5時間未満	×1/2		0		0		0		0	0
	5時間以上7時間未満	×3/4		0		0		0		0	0
	7時間以上9時間未満	×1		0		0		0		0	0
予防サービス	5時間未満	×1/2		0		0		0		0	0
	5時間以上7時間未満	×3/4		0		0		0		0	0
	7時間超※1	×1		0		0		0		0	0
合計(人)			0		0		0		0	0	
週当たり利用延人員(人)			0		0		0		0	0	

週の利用延人員数に6/7を乗ずる(少数点第3位を四捨五入)

※1 介護予防利用者人数については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えて算出してもよい。(表中、「7時間超」の欄のみ使用して算出してもよい)

月当たり平均利用者数 0

② ①から前年度の平均利用延人員数を算出する

区分	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	計(人)
合計(人)												0

①の計算によって求めた各月の「月当たり平均利用者数」を入力

$$\text{月平均利用延人員数} (a) \div \text{月} = \text{\#DIV/0!}$$

月の中途から事業を開始(再開含む)した場合又は25%以上の定員変更を行った場合は当該月を含む

少数点の端数処理は行いません。

(2) (1)以外の事業所

各月における利用延人員数(介護予防の事業を一体的に実施している場合は予防の利用者を含む)を入力

区分	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	計(人)	係数	換算後の人数
介護サービス	2時間以上3時間未満											0	×1/2	0
	3時間以上5時間未満											0	×1/2	0
	5時間以上7時間未満											0	×3/4	0
	7時間以上9時間未満											0	×1	0
予防サービス	5時間未満											0	×1/2	0
	5時間以上7時間未満											0	×3/4	0
	7時間超※1											0	×1	0
合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 介護予防利用者人数については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えて算出してもよい。(表中、「7時間超」の欄のみ使用して算出してもよい)

$$\text{月平均利用延人員数} (a) \div \text{月} = \text{\#DIV/0!}$$

月の中途から事業を開始(再開含む)した場合又は25%以上の定員変更を行った場合は当該月を含む

少数点の端数処理は行いません。

◆事業所の規模に応じて、いずれか該当するものに○を付けてください。

(1)添付書類

- ・一月当たり平均利用延人員数計算書(様式6-1)

(2)算定要件等

【通常規模の事業所】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内の事業所であること。

【大規模の事業所(Ⅰ)】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超え900人以内の事業所であること。

【大規模の事業所(Ⅱ)】

- ・前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人を超える事業所であること。

※当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。

※上記における平均利用延人員数の計算に当たっては、以下の事項に注意すること。

- ・1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とすること。

- ・平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業者の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えないこと。

- ・前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む。)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とすること。

- ・平均利用延人員数は、計算結果の小数点以下も含めて判断すること。

(例)計算した結果が、「750.001・・・」となった場合は、大規模の事業所(Ⅰ)に該当します。

(様式6-1) 1月当たり平均利用延人員数計算書

■厚生労働大臣が定める施設基準

通所リハビリテーション

- ① 通常規模 : 前年度の1月あたりの平均利用延人員数が750人以内
- ② 大規模(I) : " 750人を超え900人以内
- ③ 大規模(II) : " 900人超

※平均利用延人員数は、少数点以下も含めて判断する。
(例)計算した結果が、「750.001…」となった場合は、大規模(I)に該当します。

具体的には次により計算

◎次のいずれかに該当するか

- ①平成24年10月1日以降に事業を開始した事業所(再開した事業所を含む)又は定員を25%以上変更して事業を実施した事業所
- ②平成25年4月1日に新たに事業を開始する予定の事業所(再開予定の事業所を含む)又は定員を25%以上変更する予定の事業所

※ 黄色のセルのみ入力

Yes

少数点の端数処理は行いません。

$$\text{当該事業所の利用定員} \times 0.9 \times \text{時間係数} \times \text{年間営業日数} \div 12 \text{月} = \text{月平均利用延人員数}$$

- 当該事業所の運営規程の営業時間が
- ・1時間以上2時間未満の場合=0.25
 - ・2時間以上3時間未満の場合=0.5
 - ・3時間以上4時間未満の場合=0.5
 - ・4時間以上6時間未満の場合=0.75
 - ・6時間以上8時間未満の場合=1

H25.4~H26.3までの1年間において運営規程に定める休日を除く日

No

(1) 月曜日から日曜日まで毎日営業している事業所(正月、お盆等の特別な期間は除く)

①月あたり平均利用者数を算出する

各月における利用延人員数(介護予防の事業を一体的に実施している場合は予防の利用者を含む)を入力

区分	係数	第1週	換算数	第2週	換算数	第3週	換算数	第4週	換算数	第5週	換算数
介護サービス	1時間以上2時間未満	× 1/4		0		0		0		0	
	2時間以上3時間未満	× 1/2		0		0		0		0	
	3時間以上4時間未満	× 1/2		0		0		0		0	
	4時間以上6時間未満	× 3/4		0		0		0		0	
	6時間以上8時間未満	× 1		0		0		0		0	
予防サービス	2時間未満	× 1/4		0		0		0		0	
	2時間以上4時間未満	× 1/2		0		0		0		0	
	4時間以上6時間未満	× 3/4		0		0		0		0	
	6時間超※1	× 1		0		0		0		0	
合計(人)			0		0		0		0		
週当たり利用延人員(人)			0		0		0		0		

週の利用延人員数に6/7を乗ずる(少数点第3位を四捨五入)

※1 介護予防利用者人数については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えて算出してもよい。(表中、「6時間超」の欄のみ使用して算出してもよい)

月当たり平均利用者数

0

② ①から前年度の平均利用延人員数を算出する

区分	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	計(人)
合計(人)												0

①の計算によって求めた各月の「月当たり平均利用者数」を入力

月平均利用延人員数

(a) / 月

=

#DIV/0!

月の中途から事業を開始(再開含む)した場合又は25%以上の定員変更を行った場合は当該月を含む

少数点の端数処理は行いません。

(2) (1)以外の事業所

各月における利用延人員数(介護予防の事業を一体的に実施している場合は予防の利用者を含む)を入力

区分	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8	H24.9	H24.10	H24.11	H24.12	H25.1	H25.2	計(人)	係数	換算後の人数
介護サービス	1時間以上2時間未満											0	× 1/4	0
	2時間以上3時間未満											0	× 1/2	0
	3時間以上4時間未満											0	× 1/2	0
	4時間以上6時間未満											0	× 3/4	0
	6時間以上8時間未満											0	× 1	0
予防サービス	2時間未満											0	× 1/4	0
	2時間以上4時間未満											0	× 1/2	0
	4時間以上6時間未満											0	× 3/4	0
	6時間超※1											0	× 1	0
合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 介護予防利用者人数については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えて算出してもよい。(表中、「6時間超」の欄のみ使用して算出してもよい)

月平均利用延人員数

(a) / 月

=

#DIV/0!

月の中途から事業を開始(再開含む)した場合又は25%以上の定員変更を行った場合は当該月を含む

少数点の端数処理は行いません。